

【起業】わくわくかごしま移住促進事業 チェックシート

東京23区内に在住

必須	☐	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上在住していた
	☐	住民票を移す直前に、連続して1年以上在住していた

東京23区外・東京圏の条件不利地域以外に在住→東京23区内へ通勤

必須	☐	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上通勤していた
	☐	住民票を移す直前に、連続して1年以上通勤していた
いずれか	☐	雇用保険の被保険者であった。
	☐	東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業へ就職した雇用保険の被保険者であった。 (通学期間を修業年限を上限として、移住元の対象期間とすることができる。ただし高専は2年まで)
	☐	法人経営者または個人事業主であった。

いずれか	☐	東京23区内に在住していた雇用保険の被保険者である。
	☐	東京圏のうち条件不利地域以外に在住していた雇用保険の被保険者である。
	☐	東京圏のうち条件不利地域以外に在住しながら東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業へ就職した雇用保険の被保険者である。 (通学期間を修業年限を上限として、移住元の対象期間とすることができる。ただし高専は2年まで)
	☐	東京圏のうち条件不利地域以外に在住していた法人経営者または個人事業主である。

全員	☐	令和元年10月1日以降に、本市へ転入したこと。
	☐	申請時において、転入後1年以内であること。
	☐	自治会に加入し、申請後5年以上継続して始良市に居住する意思があること。
	☐	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
	☐	日本人であること。 外国人である場合、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
	☐	市税等の滞納がないこと。
	☐	申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。 ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び始良市が認める場合は除く。

いずれか	☐	新規起業した場合
	☐	起業承継または第二創業をする場合

東京圏のうち条件不利地域とは・・・

【東京都】	檜原村、奥多摩村、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	【埼玉県】	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
【千葉県】	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	【神奈川県】	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

提出書類

- 居住確認のため、現地確認させていただくことがあります。
○ご提出いただいた書類で必要情報が不足している場合、追加で書類を請求することがあります。
○個人情報については、個人情報保護法並びに始良市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

全員	☐	世帯全員分の戸籍の附票または移住元の住民票の除票(※世帯主、続柄の記載があるもの)
	☐	前勤務先企業(東京23区内)の就業証明書、退職証明書、在職証明書のいずれか (※在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことが確認できること)
	☐	卒業証明書など(在学期間や卒業校を確認できるもの)
	☐	法人経営者→登記簿の履歴事項全部証明書など 個人事業主→開業届済証明書、納税証明書など※在勤地、在勤期間が確認できるもの)

	☐	前勤務先企業(東京23区内)の就業証明書、退職証明書、在職証明書のいずれか (※在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことが確認できること)
	☐	卒業証明書など(在学期間や卒業校を確認できるもの)
	☐	法人経営者→登記簿の履歴事項全部証明書など 個人事業主→開業届済証明書、納税証明書など※在勤地、在勤期間が確認できるもの)

全員	☐	始良市の住民票(※世帯全員分)
	☐	様式第5号 自治会加入証明書
	☐	様式第3号 誓約書
	☐	写真付きの本人確認書類
	☐	滞納のない証明書(※世帯全員分)
	☐	様式第4号 同意書
	☐	通帳またはキャッシュカードの写し

☐	起業支援金に係る交付決定通知書の写し
--------------------------	--------------------